

平成 23 年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

6 項 防災費

1 目 防災総務費

防災チーム（内線：7584）→事業実施：防災課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
防災・危機管理対策支援事業	42,500	42,500	0				42,500	
トータルコスト	44,098 千円(前年度 44,114 千円) [正職員：0.2 人]							
主な事業内容	指標等による政策誘導、交付決定、交付金の支払い等							
工程表の政策目標(指標)	自主防災組織の拡充（目標値：H 30 で 100 %）、消防団員、女性消防団員の増							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、自助・共助を担う住民の活動促進のために市町村が実施する防災・危機管理対策事業に対し、県が財政支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>市町村が実施する次の事業に対し、鳥取県防災・危機管理対策交付金を交付する。                      (対象事業)</p> <p>(1) 災害時に孤立するおそれのある集落の通信確保に関する事業                      (2) 消防団の活動の活性化に関する事業                      (3) 自主防災組織の活動の活性化に関する事業                      (4) 災害時要援護者に係る対策に関する事業                      (5) 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業</p> <p>(算定方法)</p> <p>交付対象事業費の 1 / 2 の額 (A) と算定基準（衛星携帯電話の数、消防団員数、自主防災組織加入世帯数、災害時要援護者数）にそれぞれの単価を乗じた額の合計額 (B) のいずれか小さい額 (A が B を上回る市町村については、その上回る額に応じて調整額を加算)</p> <p>(特例加算)</p> <p>上記の B については、防災・危機管理に関する当面の政策課題への市町村の積極的な取組を促すため、原則として単年度限りの措置として、そうした課題に係る指標の達成状況に応じた特例加算を行っている。平成 23 年度の特例加算は次のとおりとする。</p> <p>①各市町村内の感震ブレイカーの設置世帯数を全市町村の設置数で除した割合 × 150 万円                      ②各市町村内の住宅用火災警報器の設置世帯率に応じた額（50 ～ 69 % : 20 万円、70 % ～ : 40 万円）                      ③各市町村が策定すべき避難勧告判断基準の策定率 × 20 万円                      ※平成 22 年度は①消防団員の増加数、②自主防災組織の増加数、③避難支援個別計画が作成された災害時要援護者数について、特例加算を行った。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年 7 月に「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」が制定されたのを契機として、本交付金の制度を創設し、市町村（を通じて地域）の防災への取組を財政的に支援してきた。</li> <li>平成 22 年度は、その時々の政策課題への重点的な取組を促進するため、上記の特例加算制度を創設した。</li> <li>平成 23 年度は、この特例加算の内容を見直すとともに、災害時要援護者に係る（一般）加算基準について、所要の変更を行った。（リスト掲載者数→個別計画作成者数へ）</li> </ul>								